

扶桑町監査委員公表第2号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、令和4年度工事監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年8月30日

扶桑町監査委員 水野敏夫

扶桑町監査委員 伊藤 猛

工事監査

1. 監査実施日 令和4年7月15日（金）
2. 監査の対象 （仮称）扶桑町多機能児童館建設工事
3. 監査の方法 令和4年度施行の工事から上記工事を抽出した。
より優れた工事の完成を目的とし、工事の設計図書及び仕様書が適切かどうか、適合した工事なのかを、現場確認及び関係職員や施工業者の説明を求め、調査を実施した。
また、この監査は工事技術を主眼とするため、調査を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その結果を参考に報告する。

工事監査指摘事項

- 1 設計委託業務の耐震安全性について、今後、「官公庁の総合耐震・対津波計画基準」による耐震性分類を「設計業務仕様書」に記載するよう検討されたい。
- 2 設計委託業務完了後の検査について、チェック項目の作成や検査内容等の記録作成を検討されたい。
- 3 設計業務、監理業務、工事請負にて提出される届出における技術者の名称については、契約約款に記載された名称を用いるよう統一されたい。
- 4 発注者、受注者側の各担当の業務分担を明確にし、具体的な業務内容と関わり合いが総合図面でわかるように作成し共有できるよう検討してください。
- 5 設計図書内容の協議、確認について書面での作成を検討してください。

(仮称) 扶桑町多機能児童館建設工事

1 工事内容説明者

当該工事技術調査出席者及び内容説明者は次のとおり

出席者 健康福祉部

多機能児童館等準備室	室長	戸田 知孝
	主幹	野呂 一成 (監督員)
	主幹	近藤 薫
総務部 総務課	主事	鵜飼 託望
	主事	平尾 琉時

(設計、監理業務受託者)

株式会社 沢木設計事務所 工事監督員 内田 秀樹

(工事請負業者)

中野大藪特定建設工事共同企業体

現場代理人・監理技術者	眞野 聖史 (現場調査時)
監理技術者	岡部 有祐 (現場調査時)

2 工事概要

(1) 工事場所 扶桑町大字柏森字辻田 670 番の一部 始め 4 筆

(2) 建物概要

敷地面積	4,239.74 m ²
建築面積	886.18 m ² (児童館 857.1 m ² その他 29.08 m ²)
延床面積	児童館 1階 708.07 m ² 2階 492.53 m ² 計 1,200.60 m ² 自転車置場 43.54 m ² 防災倉庫 6.64 m ² 床面積計 1,250.78 m ²
構造	鉄骨造 地上 2 階建て
工事内容	多機能児童館建設工事 (建築工事、電気設備工事、機械設備工事)
主要用途	児童館

(3) 設計業務受託者 株式会社 沢木設計事務所

住所・氏名 愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字天神 105 番地 代表取締役 澤木 寛

委託業務費 設計金額 19,689,000 円 (消費税込)

契約金額 17,560,500 円 (消費税込)

請負率 89.19%

契約日 令和 2 年 10 月 29 日

発注形式 指名競争入札

入札業者 指名 5 者 入札回数 1 回

(4) 監理業務受託者 設計業務受託者に同じ

住所・氏名	設計業務受託者に同じ		
委託業務費	設計金額	6,370,700 円	(消費税込)
	契約金額	6,370,700 円	(消費税込)
	請負率	100%	
	契約日	令和3年11月30日	
発注形式	随意契約		
入札業者	1者 入札回数1回		
(5) 工事請負業者	中野大藪特定建設工事共同企業体		
住所・氏名	愛知県一宮市新生四丁目1番7号		
	代表者	中野建設株式会社 代表取締役 安井 祥人	
工事費	設計金額	352,331,100 円	(消費税込)
	請負金額	352,220,000 円	(消費税込)
	請負率	99.97%	
	契約日	令和3年11月30日	
発注形式	制限付き一般競争入札		
入札業者	3者 1回		
工事期間	令和3年12月1日～令和4年11月15日		
工事進捗状況	計画進捗率	49%	実施進捗率 50%(令和4年7月15日現在)
(6) 工事監督員	監督員	野呂 一成(健康福祉部多機能児童館等準備室 主幹)	

3 総評

工事監査の調査対象工事は、「(仮称)扶桑町多機能児童館建設工事」である。

第5次扶桑町総合計画の施策1子育て支援に基づき、以前より要望があった児童館等複合施設新設の整備事業である。

調査時の現況は、躯体工事の鉄筋工事、鉄骨工事、コンクリート工事が完了し、外部仕上げ工事中である。1～2階内部は断熱材仕上げ工事中である。屋上は防水工事が概ね完了している。電気設備、機械設備工事は、1～2階天井内の配線、配管中である。

工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について書類の整備状況は現時点で概ね良好である。

現場施工について、特に大きな問題は見られない。今後の各種検査の実施・確認、記録の整備など遺漏なきよう関係機関、監理業務受託者、工事請負業者と協議を密に行い対処されたい。

なお、各項の「所見」で気付いた点を併記しているので確認・対応されたい。

4 書類調査結果

書類調査に当たっては事前に質問書を作成し回答を受領した。ヒアリングにより回答内容を

確認すると共に補足質問により回答を得た。以下、各項目で確認した事項を箇条書きにして、項末で「所見」を記す。

(1) 事業目的、計画について

ア 事業の背景、経緯

(ア) 扶桑町内には、児童館が無かったため、以前から議会を含め要望があり今回の施設建設に至ったとのことである。また、町長選挙後に基本計画の見直しを含め実施設計の業務委託がされたとのことである。

(イ) 建設地は、扶桑中学校の敷地内である。

イ 与条件他

(ア) 基本計画・設計を見直し「(仮称) 扶桑町多機能児童館建設工事設計業務仕様書」に基づく複合施設とする。

(イ) 見直し内容には、町民、議会、ファシリテーション参加者、関係する部署の職員などからうけた聴取内容を取り入れたとのことである。

(ウ) 基本計画から実施設計への見直し事項は、①駐車場不足、②事業費の削減（設備ランニングコストを含む）、③来館者の安全確保、④新型コロナなどの感染症対策、その他として防災機能の強化等である。

(エ) 耐震安全性は、「官公庁の総合耐震・対津波計画基準」による耐震性分類について、「(仮称) 扶桑町多機能児童館建設工事設計業務仕様書」等で確認できなかった。

(オ) 福祉避難所として指定を予定しているとのことである。

(カ) 参考に視察等をした施設は、犬山市、各務原市、可児市、大口町、小牧市、春日井市の児童館とのことである。

(キ) 供用開始後の施設管理について、子育て支援を担当する部署を予定しているとのことである。福祉避難所の担当部署は災害対策室とのことである。

ウ 設計業務について

(ア) 基本計画・設計は、外部委託で指名競争入札により令和元年度に業務が完了したとのことである。

「所見」

事業の背景、経緯は、明確である。基本計画・設計の見直しのため設定された与条件は、「(仮称) 扶桑町多機能児童館建設工事設計業務仕様書」により設計業務へ伝達されている。特に問題は見られない。

書類調査で気付いた点を下記に記す。

①耐震安全性について、設計業務特記仕様書等に耐震分類の記載を検討のこと。

②供用開始後の施設管理について、避難所使用時の担当部署に詳細を伝達、協議、合意のこと。

(2) 設計について

ア 意匠設計について

(ア) 配慮事項（設計、環境、コスト低減、維持管理等）について

- a 設計上配慮事項として、施設利用者（児童）が楽しく快適に利用できる施設を目指したとのことである。
- b 環境配慮事項として、外壁・窓の断熱性能を上げ、一次エネルギー消費量の削減に配慮したとのことである。省エネ性能について BEI は 0.74 とのことである。
- c コスト低減として、普及品の内外建材を採用したとのことである。
- d 維持管理配慮事項として、全室の床材は清掃のしやすい長尺シート張りとし、トイレは抗菌対応塩ビシートを採用したとのことである。
- e 施設から設計への要望事項は、扶桑町作成の基本設計平面図を可能な限り設計に盛り込むことである。

(イ) 設計時に採用した設計基準・設計資料について

- a 基本は建築基準法である。建築設計基準、建築構造設計基準、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成 31 年版）等に基づき設計を行っている。

イ 構造設計について

(ア) 構造計算適合判定機関は、一般財団法人 ベターリビング 名古屋構造判定分室である。

(イ) 配慮事項（構造、コスト縮減）について

- a 構造上配慮事項として、連続する庇 C G 梁の撓みと吹き上げ防止対策に配慮したとのことである。
- b コスト低減として、地盤調査資料を基に直接基礎を採用し、柱スパンおよび小梁配置の経済設計を行ったとのことである。

ウ 電気設備設計について

(ア) 設計時に採用した設計基準・設計資料について

- a 建築設備設計基準、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 31 年版）等に基づき設計を行っている。
- b 設計計算書は、各居室の照度計算書・分布図、蓄電池システム耐震計算書等を作成したとのことである。

(イ) 関係機関との協議について

- a 丹羽広域事務組合消防本部と非常照明、誘導灯、自動火災報知設備等の仕様および設置箇所を協議したとのことである。

(ウ) 配慮事項（設計、環境、コスト低減、維持管理等）について

- a 設計上配慮事項として、停電時に蓄電池から照明器具および空調・換気設備機器に供給される電力配分の設計に配慮としたとのことである。
- b 環境配慮事項として、太陽光発電設備(10 k W) + 蓄電池(22.4 k W h)を設置し、一次エネルギー消費量の削減に配慮したとのことである。
- c コスト低減として、太陽光発電設備、蓄電池、調光機能付き照明器具を採用し、ラ

ンニングコストの削減に配慮したとのことである。

d 維持管理配慮事項として、全照明はLED照明とし、ランプ切れ交換頻度の低減を計ったとのことである。

エ 機械設備設計について

(ア) 設計時に採用した設計基準・設計資料について

a 建築設備設計基準、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版）等に基づき設計を行っている。

b 設計計算書は、空調熱負荷計算書および換気ダクト圧損計算書、GHPおよび受水槽耐震計算書等を作成したとのことである。

(イ) 関係機関との協議について

a 給水引込み位置および管径、下水管接続位置を丹羽広域事務組合水道部と協議したとのことである。

(ウ) 配慮事項（設計、環境、コスト低減、維持管理等）について

a 設計上配慮事項として、停電時にGHPと蓄電池の連携による主要居室への空調・換気の運転設計、マンホールトイレの設置とのことである。

b 環境配慮事項として、空調する部屋には、すべて全熱交換器を設置し、トイレ等非居室に排熱（冷気・暖気）を供給するように配慮したとのことである。

c コスト低減として、空調・換気機器の熱源を電気より安価なガス（GHP）を採用し、ランニングコストの削減に配慮したとのことである。

d 維持管理配慮事項として、水廻り設備を集約し、配管設備更新時の工事及び空調設備の集中コントロールシステムの設置に配慮したとのことである。1階便所配水管が土間下埋設配管となっている。

オ 確認申請時の指導、協議事項について

(ア) 協議の状況について

a 確認申請（計画通知）審査は、一般財団法人 愛知県建築住宅センターが行っている。特に指導、協議事項はなかったとのことである。

「所見」

設計基準、各法に基づき、仕様書、図面は、作成されている。関係機関との打合せ協議も実施されている。環境への配慮、コストへの配慮、維持管理への配慮も検討されている。設計について、特に問題は見られない。

書類調査で気付いた点を下記に記す。

①1階便所配水管の維持管理について、配管ピットの設置を今後は検討項目として一考のこと。

(3) 積算について

ア 設計業務、監理業務委託への積算

- (ア) 設計業務、監理業務委託の業務価格等の積算は、「官庁施設の設計業務等積算基準（平成 31 年版）」に基づき、多機能児童館等準備室 監督員が行ったとのことである。
- (イ) 採用単価は、設計業務が国土交通省令和 2 年度、監理業務が令和 3 年度設計業務委託等技術者単価の技師 C を使用している。監理業務委託の採用単価は、随意契約委託業者の見積り額を聴取比較の結果、随意契約委託業者金額を採用している。

イ 工事への積算

- (ア) 設計書の積算業務は、設計業務委託仕様書に含まれ、設計業務受託者が行ったとのことである。公共建築工事積算基準（令和 3 年版）等に基づき行ったとのことである。
- (イ) 積算書の値入は、設計業務受託者が行ったとのことである。
- (ウ) 採用単価は、愛知県建設局 公共建築工事積算単価表（令和 3 年 4 月）、刊行物（建築施工単価 2021 年夏、建築コスト情報 2021 年夏、建設物価 2021 年 7 月号、積算資料 2021 年 7 月号）、見積書等の刊行物単価の最安値に基づいたとのことである。刊行物に明記のない項目は、原則 3 者以上から見積徴取を行い、最安値となる単価を採用したとのことである。
- (エ) 業者見積徴取は、鉄骨工事、鋼製・木製建具工事、太陽光発電・蓄電池設備工事、空調設備工事等とのことである。
- (オ) 業者徴取見積書の採用単価査定率は、各工事項目により掛け率が異なっている。設計業務受託者が市況をヒアリングし決めたとのことである。扶桑町の査定率は特にないとのことである。

ウ 積算書の照査、設計図書受領について

- (ア) 積算書の照査は、多機能児童館等準備室監督員、総務課検査担当課の職員及び検査員が設計委託業務の検査の一環として行っているとのことである。
- (イ) 設計図書受領時の内容確認も同様である。
- (ウ) 積算照査、設計図書受領時に検査員の検査内容、チェック等の確認ができなかった。

「所見」

設計業務、監理業務委託、工事の積算数量算出根拠等は基準に基づき行われている。照査は、総務課検査員が行っている。特に問題は見られない。

書類調査で気付いた点を下記に記す。

- ① 業者徴取見積書の査定率は、データの集積と活用が望まれる。一考のこと。
- ② 積算照査、設計図書受領時に検査員の検査内容の記録作成が望まれる。一考のこと。

(4) 入札・契約について

ア 設計業務委託について

設計業務委託者の選定は、指名競争入札に基づき行われた。指名審査会において参加資格等審議後、指名が行われている。

イ 監理業務委託について

監理業務委託者の選定は、随意契約により行われた。随意契約理由を審査後、随意契約が行われている。

ウ 工事請負業者について

(ア) 工事請負業者の選定は、制限付き一般競争入札に基づき行われた。指名審査会において参加資格等審議後、指名が行われている。

エ 工事の施行伺いから契約までの手続きは、下記の通りである。

施行伺い起案	令和3年9月9日
指名審査会 制限付き一般競争入札参加資格決定	令和3年9月15日
制限付き一般競争入札告示	令和3年9月17日
指名審査会 入札参加資格確認報告及び入札執行について	令和3年10月7日
入札	令和3年11月1日
仮契約	令和3年11月8日
契約議決、本契約を締結	令和3年11月30日

オ 履行保証について

(ア) 履行保証は、設計、監理受託について、履行保証なしとのことである。工事請負については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社である。

カ 管理技術者、現場代理人、監理技術者届などについて

技術者の国家資格は下記であるとのことである。

設計業務技術者	管理技術者	一級建築士
監理業務技術者	工事監理者	一級建築士
建築工事技術者	現場代理人	一級建築施工管理技士
	監理技術者	

キ 監督員通知、契約時提出書類について

(ア) 工事請負業者へ令和3年11月30日に通知されている。通知の監督員は1名である。

(イ) 設計業務提出書類に業務分担組織表は含まれていなかった。作成を検討のこと。契約約款に記載の照査技術者の確認ができなかった。

(ウ) 監理業務提出書類に業務分担組織表は含まれていなかった。契約約款に記載の照査技術者の確認ができなかった。工事監理者及び工事監督員届が提出されているが名称が契約約款で確認できなかった。また、業務分担が分かりにくかった。

「所見」

施行伺いから契約までの事務手続処理、保証の取扱いは適正である。入札参加選定、資格審査も行われており入札契約関係の事務処理に問題はない。

書類調査で気付いた点を下記に記す。

- ①工事請負業者へ監督員が1名通知されているが、契約約款では2名以上の想定の記事がある。2名以上の要不要を確認のこと。
- ②設計業務における照査技術者の要不要を確認のこと。業務分担組織表の作成により契約約款記載の技術者が分かり易いと思われるので検討のこと。
- ③監理業務における管理技術者、照査技術者の要不要を確認のこと。業務分担組織表の作成により契約約款記載の技術者が分かり易いと思われるので検討のこと。
- ④工事監理者及び工事監督員の名称について、契約約款に記載の技術者等を検討のこと。各者の業務分担について分かり易いことを検討のこと。

(5) 施工管理書類について

ア 監理・監督業務について

(ア) 監理・監督業務分担について

- a 監理業務受託者の工事監理者、工事監督員の業務は、「工事監理業務委託仕様書」に記載されている。監督員、工事監理者、工事監督員の業務分担等について、具体的な詳細内容が分からなかった。

(イ) 施工計画書・施工図、工程管理について

- a 施工計画書、施工図は、工事請負者が作成提出後、工事監督員が審査確認、承諾して、監督員が承諾とのことである。
- b 施工計画書は、総合施工計画書、掘削・地業工事、鉄筋工事、型枠工事、コンクリート工事、鉄骨工事、防水工事、ALC工事、左官工事、金属製建具工事、電気設備工事、給排水・空調設備工事等が提出されているとのことである。提出・提出予定の工種別施工計画書作成一覧表、施工図作成済み、確認・検査実施済み一覧表が作成され分かり易かった。
- c 総合施工計画書の記載内容を確認した。①監督者、工事監督員が押印している。提出日、承諾日の確認ができなかった。②現場代理人及び監理技術者届に監理技術者が2名となっているが、表紙、現場組織表に2名の確認ができなかった。③記載内容について、提出が必要と思われる工種別施工計画書、施工図、検査試験等の協議等の確認ができなかった。④実施工程表に施工計画書、施工図の提出日は特に記載されていなかった。⑤全体工程表に受電、受水等の節目、施工計画書、施工図提出日等の記載は確認できなかった。
- d 工種別施工計画書の鉄筋工事の記載内容を確認した。品質計画について、監督員、工事監督員が実施する工程内検査試験等の記載について協議内容が分からなかった。
- e 施工図は、基礎伏せ図、鉄骨図、建具図、各種製作図等である。電気設備、機械設備工事を含めた天井プロット図が作成されている。プロット図に関与が必要な各工事関係者の合意が確認できなかった。また最新版について分かりにくかった。工事

監督員の係わりも分かりにくかった。

f 工程管理について、毎週の工程会議にて3週間工程（先週・今週・次週）の進捗状況報告を受けているとのことである。

(ウ) 環境、設計変更、官公庁届、維持管理、元請業者、下請業者について

a 建設廃棄物処理関係の委託契約書等は整備されている。建設廃棄物は未搬出とのことである。

b 揮発性室内有機化合物の室内濃度測定計画書は、今後作成とのことである。

c 金額を伴う設計変更の項目は協議書に整理されている。

d 届出について、建設リサイクル法届出書が令和3年12月2日に届出されている。再資源利用計画書、再資源利用促進計画書は作成済みである。

e 建物の維持管理について、点検マニュアルは作成する予定とのことである。

f 工事实績情報（CORINS）は、令和3年12月7日に受注登録済みである。

g 建設業退職金共済組合（建退共）に加入している。

h 工事保険、賠償責任保険は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（令和3年12月1日～令和4年11月30日）に加入している。

i 建設業許可標識、労災保険関係成立票、建退共制度の適用標識、施工体系図は、仮囲いに掲示されている。鉄骨工事において最大3次下請けである。

イ 品質管理について

(ア) 使用材料について

a 使用材料の品質・性能は、品質証明書等で確認とのことである。

b 使用材料のF☆☆☆☆について、使用材料資料、納品時材料検査等で確認とのことである。

(イ) 検査、試験等について

a 現場で実施した立会検査試験は、鉄筋配筋検査、コンクリート受入検査、鉄骨製品受入検査、高力ボルト締め方確認検査等である。

b 現場外で実施した立会検査試験は、鉄骨工事製品検査（令和4年4月13日）とのことである。

c 公的試験場は、鉄筋ガス圧接継手引張試験、4週の構造体コンクリート圧縮強度試験が一般財団法人日本品質保証機構中部試験センターにて行われている。

d 技能士は、検定合格証書写し等にて確認とのことである。当日作業の就労状況が分かりにくかった。

ウ 監督員について

(ア) 監督員の業務について

a 監督員の職務は、扶桑町契約規則（昭和59年8月13日規則第17号）第49条により決められているとのことである。

b 発注者として施工上、特に配慮すべき事項は、隣接住民、近隣住民、隣接する中学校などへの騒音防止、安全対策とのことである。

- c 委託監理者の監理は、工事監理報告書等にて行っているとのことである。監理業務計画について「工事監理業務委託仕様書」には記載されていない。
- (イ) 工事打合せ（議事録、指示協議事項等）について
- a 定例会議を毎週開催しているとのことである。出席者は、監督員、工事監督員、現場代理人、監理技術者等とのことである。また、町職員、扶桑中学校先生が月1回会議時に参加とのことである。工程、連絡事項等を報告、協議し、記録を作成しているとのことである。
 - b 着工時に工事関係者と設計説明会（設計図書検討など）を実施したとのことである。設計図書内容（不整合等）照査、確認についての記録等実施内容が分からなかった。特記仕様書に監督職員、監督員、係員の記載が散見され用語の統一が見受けられなかった。
- エ 労働安全衛生管理について
- (ア) 災害防止の協議会について
- a 安全衛生協議会は、月1回現場事務所にて行っている。令和4年6月23日（木）の議事録を確認した。工事請負業者、下請負業者が出席し工程、安全の連絡、協議を行っている。
- (イ) 安全衛生状況について
- a 材料の安全データシート（SDS）は、コンクリート、防水材（シール）等を取り寄せ済み、今後塗装材、内装材、接着剤等を取寄せする予定とのことである。
 - b コロナ感染症対策は、検温、手指消毒を実施しているとのことである。
- (ウ) 安全管理計画等について
- a 緊急連絡先について、現場無人の日祝日、夜間の連絡体制が分からなかった。

「所見」

提出された施工計画書・施工図、報告書等は、記録として良く整理されている。今後提出が必要とされる施工計画書、施工図、報告書について確認のこと。

書類調査で気付いた点を下記に記す。

- ① 監督員、工事監督員の業務分担について、適用区分の具体的内容が分かり易いことを考慮のこと。
- ② 総合施工計画書等は、受領日、工事監督員、監督員の承諾日を明確にすること。
- ③ 総合施工計画書の監理技術者は、届け出通りに記載のこと。また、他の提出物も整合を確認のこと。監理技術者の正副が必要か確認のこと。
- ④ 総合施工計画書の記載内容について、関係者が必要事項の協議、確認を検討のこと。
- ⑤ 工種別施工計画書の品質計画について、検査試験等を工程フローチャート等分かり易い記載を指導のこと。
- ⑥ プロット図等は、各工事担当者、監理技術者、工事監督員等の係わりが図面上で分かり易いことを検討のこと。また最新版の管理方法を検討のこと。

- ⑦実施工程表に受電、受水等の節目、施工計画書、施工図提出日等の記載による密な工程管理を一考のこと。
- ⑧技能士の当日作業の確認方法を検討のこと。
- ⑨監理業務について、担当者らが係わる業務計画工程表、監理組織表等が記載された監理業務計画の提出による業務確認を考慮のこと。
- ⑩設計説明会は、設計図書内容（不整合等）の協議、確認内容の作成を検討のこと。
- ⑪緊急連絡先について、現場無人の日祝日、夜間の連絡体制を検討のこと。

オ 工種別施工について

- (ア) 提出が必要な保証書は、防水、EV、エンジンドア、建具、電気設備機器、空調設備機器、ガス設備機器等を予定とのことである。
- (イ) 仮設工事、土工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事について
 - a 仮設工事について、建物位置等の確認の記録は現地確認写真とのことである。
 - b 土工事について、発生土は場内仮置きにより場外搬出は無いとのことである。
 - c 地業工事について、土間下の防湿・断熱の確認の記録は工事写真とのことである。
 - d 鉄筋工事について、鉄筋ガス圧接継手引張試験が一般財団法人日本品質保証機構中部試験センターにて行われている。地中梁（採取日令和4年2月12日、14日、試験実施日令和4年2月17日）の試験報告書を確認した。問題はない。基礎、鉄骨アンカー、地中梁の鉄筋納まりの検討図面は作成されている。
 - e コンクリート工事について、生コン工場は、小牧生コン株式会社で、JIS工場である。4週の構造体コンクリート圧縮強度試験が一般財団法人日本品質保証機構中部試験センターにて行われている。R階、2階・基礎、1階土間コンクリート（採取日令和4年6月1日、試験実施日令和4年6月29日（材令28日））の試験報告書を確認した。問題はない。
 - f 鉄骨工事について、鉄骨工場は、株式会社アイセツ（Mグレード）である。令和4年4月13日工場製品検査を実施している。工場鉄骨溶接部超音波探傷検査が太陽検査株式会社にて行われている。鉄骨溶接部受入検査報告書（検査令和4年4月19日提出）を確認した。問題はない。
- (ウ) ALC工事、防水工事、タイル工事、木工事、屋根及び樋工事について
 - a ALC工事について、検査関連は、工事監督員が確認しているとのことである。風荷重、地震による変位の計算書の確認ができなかった。
 - b 防水工事について、防水下地の確認は勾配測定の実地、散水による水溜まりの確認を行ったとのことである。水張試験、シーリング材の簡易接着性試験は今後実施とのことである。
 - c タイル工事について、未施工である。乾式工法下地の風荷重、地震による変位の確認は今後予定とのことである。
 - d 木工事について、未施工である。

- e 屋根及び樋工事について、検査関連は工事監督員が確認しているとのことである。
- (エ) 金属工事、左官工事、建具工事、カーテンウォール工事、塗装工事、内装工事、ユニット及びその他の工事について
 - a 金属工事について、未施工である。
 - b 左官工事について、検査関連は工事監督員が確認しているとのことである。
 - c 建具工事、カーテンウォール工事について、検査関連は工事監督員が確認しているとのことである。
 - d 塗装工事、内装工事、ユニット及びその他の工事について、現在は検査、試験成績書、報告書はないとのことである。内装工事の発砲硬質ウレタンの厚みはピンの深さにより確認中とのことである。
- (オ) 昇降機設備について
 - a 確認申請は、今後提出とのことである。ピットの変更はないとのことである。
- (カ) 電気設備工事
 - a 諸官庁の検査は、完成時の消防検査、受電後の電力検査を予定している。
 - b 現場で行う各種試験は、接地抵抗値、絶縁抵抗値等を予定とのことである。
 - c 外部埋設配管は、未施工である。
- (キ) 機械設備工事
 - a 諸官庁の検査は、上下水引込み検査を予定とのことである。
 - b 現場で行う各種試験は、空調室外機気密試験、給排水管の水圧試験、満水試験、通水試験等を予定とのことである。
 - c 外部地中埋設票、埋設テープの設置は、埋め戻し前のため未施工である。

「所見」

各工事とも、実施された試験検査結果報告書等は提出され整理されている。
書類調査で気付いた点を下記に記す。

- ① A L C 工事について、風荷重、地震による変位を計算書等にて確認のこと。
- ② タイル工事について、乾式工法下地の風荷重、地震による変位を計算書等にて確認のこと。

留意点を下記に記す。

- ① 必要とされる試験検査報告書等は漏れのないよう確認のこと。一工程の品質検査について記録を確認のこと。漏れのない管理のため検査試験等の一覧表の作成を検討のこと。

5 現場調査結果

監督員、工事監督員、現場代理人、監理技術者の案内で現場を巡視し、目視によって調査した。

就労人員 8人（元請2人 下請6人）

(1) 現況

- ア 外部 外部足場存置中。外壁下地補修、屋上防水工事中。
- イ 内部 1階、2階共発泡ウレタン吹付工事中。電気、機械設備が天井内配線、配管工事中。

(2) 品質

- ア 工事施工中を目視により確認した。現況での問題は見当たらない。発泡ウレタン吹付について、隙間充填、柱・梁裏の吹付厚が施工中のため未確認である。

(3) 工程

- ア ほぼ工程表通り進捗している。

(4) 安全・衛生

- ア 安全等に特に問題は見られない。外部足場等に落下防止等一部不備が見られる。

「所見」

建設業許可標識、労災保険成立票、建退共制度の適用標識、施工体系図は、仮囲いに掲示されている。品質について特に問題は見られない。

現場調査で気付いた点を下記に記す。

- ①発泡ウレタン吹付の充填、吹付厚を各所確認し記録に残すこと。
- ②外部足場、構台の標識点検と足場等の落下防止設備を点検し是正のこと。
留意点を下記に記す。
- ①外壁ALC及び建具周囲の充填等止水について確認のこと。
- ②墜落・転落、火災の防止のため関係者へ遵守事項を周知のこと。



掲示物

建設業許可標識、労災保険関係成立票、
建退共制度の適用標識

外部 東面 現況



1階 内部 現況



屋上 現況